

新旧対照表

浦安市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（令和3年規則第68号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1条</b> 浦安市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（令和3年規則第68号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="padding-left: 2em;">（指定等の通知）</p> <p><b>第13条</b></p> <p>市長は、法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定又は法第115条の45の6第1項の規定による指定事業者の指定の更新（以下これらを「指定等」という。）をしたときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定・指定更新通知書（別記第2号様式）により、<u>当該指定等をした者に通知するものとする。</u></p> <p>2 市長は、<u>指定等に係る申請があった場合において、当該申請に係る指定等</u>をしないときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者不指定・指定不更新通知書（別記第3号様式）により、<u>当該申請をした者に通知するものとする。</u></p> <p>3 省 略</p>	<p style="padding-left: 2em;">（指定の申請等）</p> <p><b>第13条</b> <u>省令第140条の63の5第1項及び第2項に規定する申請書は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定・指定更新申請書（別記第2号様式）とする。</u></p> <p>2 市長は、法第115条の45の5第1項の規定により指定事業者の指定をしたとき、又は法第115条の45の6第1項の規定により指定事業者の指定の更新をしたときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定・指定更新通知書（別記第3号様式）により、<u>前項の申請書を提出した者に通知するものとする。</u></p> <p>3 市長は、<u>前項の指定事業者の指定又は指定事業者の指定の更新（以下これらを「指定等」という。）をしないときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者不指定・指定不更新通知書（別記第4号様式）により、第1項の申請書を提出した者に通知するものとする。</u></p> <p>4 同 左</p> <p style="padding-left: 2em;">（総合事業の廃止の届出等）</p> <p><b>第16条</b> <u>省令第140条の62の3第2項第4号の規定による届出は、介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止・再開届出書（別記第5号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、行うものとする。</u></p> <p>2 <u>指定事業者は、省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第7号若しくは第8号に規定する事項（以下この項において「変更届出事項」という。）又は同条第2項に規定する事項（変更届出事項に限る。）に変更があったときは介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書（別記第6号様式）に、休止した総合事業を再開したときは介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止・再開届出書（別記第5号様式）に、それぞれ市長が必要と認める書類を添えて、10日以内に市長に提</u></p>

## 改 正 後

(指定の取消し等)

**第16条** 市長は、法第115条の45の9の規定により指定を取り消すときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消通知書（別記第4号様式）により、当該指定事業者に通知するものとする。

2 市長は、法第115条の45の9の規定により期間を定めて指定の全部又は一部の効力を停止するときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定停止通知書（別記第5号様式）により、当該指定事業者に通知するものとする。

(公示等)

**第17条** 省 略

(関係機関との連携)

**第18条** 省 略

(補則)

**第19条** 省 略

別表（第7条第1項）

サービスの種類	単位数	1単位の単価
省 略		
省 略		
通所型サービス	(1) 事業対象者・要支援1（週1回程度） <u>1,539単位</u> （1月につき）	省 略
	(2) 事業対象者・要支援2（週2回程度） <u>3,100単位</u> （1月につき）	
	注1 利用者の数が利用定員を超える場合 (1)については <u>1,077単位</u> （1月につき） (2)については <u>2,170単位</u> （1月につき）	
	注2 事業所と同一建物に居住する者又は同一の建物から利用する者の場合 (1)については <u>1,218単位</u> （1月につき） (2)については <u>2,456単位</u> （1月につき）	

## 改 正 前

出しなければならない。

(指定の取消し等)

**第17条** 市長は、法第115条の45の9の規定により指定を取り消すときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消通知書（別記第7号様式）により、当該指定事業者に通知するものとする。

2 市長は、法第115条の45の9の規定により期間を定めて指定の全部又は一部の効力を停止するときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定停止通知書（別記第8号様式）により、当該指定事業者に通知するものとする。

(公示等)

**第18条** 同 左

(関係機関との連携)

**第19条** 同 左

(補則)

**第20条** 同 左

別表（第7条第1項）

サービスの種類	単位数	1単位の単価
同 左		
同 左		
通所型サービス	(1) 事業対象者・要支援1（週1回程度） <u>1,432単位</u> （1月につき）	同 左
	(2) 事業対象者・要支援2（週2回程度） <u>2,935単位</u> （1月につき）	
	注1 利用者の数が利用定員を超える場合 (1)については <u>1,002単位</u> （1月につき） (2)については <u>2,055単位</u> （1月につき）	
	注2 事業所と同一建物に居住する者又は同一の建物から利用する者の場合 (1)については <u>1,110単位</u> （1月につき） (2)については <u>2,291単位</u> （1月につき）	

(下線の部分が改正部分)

改 正 後		改 正 前			
	注3 注1かつ注2に該当する場合 (1)については853単位(1月につき) (2)については <u>1,719単位</u> (1月につき)		注3 注1かつ注2に該当する場合 (1)については776単位(1月につき) (2)については <u>1,603単位</u> (1月につき)		
省 略		同 左			
<u>別記第2号様式</u> (第13条第1項)	省 略	<u>別記第2号様式</u> (第13条第1項)	同 左		
<u>別記第3号様式</u> (第13条第2項)	省 略	<u>別記第3号様式</u> (第13条第2項)	同 左		
<u>別記第4号様式</u> (第16条第1項)	省 略	<u>別記第4号様式</u> (第13条第3項)	同 左		
<u>別記第5号様式</u> (第16条第2項)	省 略	<u>別記第5号様式</u> (第16条第1項・第2項)	同 左		
		<u>別記第6号様式</u> (第16条第2項)	同 左		
		<u>別記第7号様式</u> (第17条第1項)	同 左		
		<u>別記第8号様式</u> (第17条第2項)	同 左		
<b>第2条</b> 浦安市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の一部を次のように改正する。		<b>別表</b> (第7条第1項)			
<b>別表</b> (第7条第1項)		<b>別表</b> (第7条第1項)			
サービスの種類	単位数	1単位の単価	サービスの種類	単位数	1単位の単価
省 略			同 左		
通所型サービス	通所型サービスA (1) 事業対象者・要支援1(週1回程度) <u>1,587単位</u> (1月につき) (2) 事業対象者・要支援2(週2回程度) <u>3,197単位</u> (1月につき) 注1 利用者の数が利用定員を超える場合 (1)については <u>1,111単位</u> (1月につき) (2)については <u>2,238単位</u> (1月につき) 注2 事業所と同一建物に居住する者又は同一の建物から利用する場合	省 略	通所型サービス	通所型サービスA (1) 事業対象者・要支援1(週1回程度) <u>1,539単位</u> (1月につき) (2) 事業対象者・要支援2(週2回程度) <u>3,100単位</u> (1月につき) 注1 利用者の数が利用定員を超える場合 (1)については <u>1,077単位</u> (1月につき) (2)については <u>2,170単位</u> (1月につき) 注2 事業所と同一建物に居住する者又は同一の建物から利用する場合	同 左

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前																																				
<table border="1"><tr><td></td><td>(1)については<u>1,255 単位</u> (1月につき)</td><td></td></tr><tr><td></td><td>(2)については<u>2,533 単位</u> (1月につき)</td><td></td></tr><tr><td>注3</td><td>注1かつ注2に該当する場合</td><td></td></tr><tr><td></td><td>(1)については<u>879 単位</u> (1月につき)</td><td></td></tr><tr><td></td><td>(2)については<u>1,773 単位</u> (1月につき)</td><td></td></tr><tr><td colspan="3" style="text-align: center;">省 略</td></tr></table>		(1)については <u>1,255 単位</u> (1月につき)			(2)については <u>2,533 単位</u> (1月につき)		注3	注1かつ注2に該当する場合			(1)については <u>879 単位</u> (1月につき)			(2)については <u>1,773 単位</u> (1月につき)		省 略			<table border="1"><tr><td></td><td>(1)については<u>1,218 単位</u> (1月につき)</td><td></td></tr><tr><td></td><td>(2)については<u>2,456 単位</u> (1月につき)</td><td></td></tr><tr><td>注3</td><td>注1かつ注2に該当する場合</td><td></td></tr><tr><td></td><td>(1)については<u>853 単位</u> (1月につき)</td><td></td></tr><tr><td></td><td>(2)については<u>1,719 単位</u> (1月につき)</td><td></td></tr><tr><td colspan="3" style="text-align: center;">同 左</td></tr></table>		(1)については <u>1,218 単位</u> (1月につき)			(2)については <u>2,456 単位</u> (1月につき)		注3	注1かつ注2に該当する場合			(1)については <u>853 単位</u> (1月につき)			(2)については <u>1,719 単位</u> (1月につき)		同 左		
	(1)については <u>1,255 単位</u> (1月につき)																																				
	(2)については <u>2,533 単位</u> (1月につき)																																				
注3	注1かつ注2に該当する場合																																				
	(1)については <u>879 単位</u> (1月につき)																																				
	(2)については <u>1,773 単位</u> (1月につき)																																				
省 略																																					
	(1)については <u>1,218 単位</u> (1月につき)																																				
	(2)については <u>2,456 単位</u> (1月につき)																																				
注3	注1かつ注2に該当する場合																																				
	(1)については <u>853 単位</u> (1月につき)																																				
	(2)については <u>1,719 単位</u> (1月につき)																																				
同 左																																					

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。